

市議会 6月定例会 行政報告（6月3日）

市議会 6月定例会に当たり行政報告いたします。

新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について

はじめに、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について御報告いたします。

「パートナーシップ制度」は、性的少数者のカップルが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係であることを自治体が証明する制度であり、制度の導入に当たり、法律上、結婚が認められない中、様々な場面で差別や偏見、制限を受けている性的少数者の方々の困難や生きづらさの軽減、自分らしく暮らすための後押しにつながることを期待されております。

全国的に、この制度を導入する自治体が増加しており、県内では、新潟市、長岡市、三条市、村上市及び上越市の5市に導入されており、県も令和6年度の導入に向けて検討する意向を明らかにしております。

人権擁護都市宣言を行っている当市といたしましても、性自認や性的指向に関わらず、市民の皆様一人一人の多様

な生き方や価値観が認められ、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会の実現と差別のない人権が尊重されるまちづくりを目指すことを目的とし、「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を本年7月1日から導入したいというものであります。

この制度は、現行の法制度の影響を受けるものではないことから、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は発生しませんが、市の裁量で、これまで異性同士のカップルや家族を対象としていた制度や行政サービスの範囲を性的少数者のカップルに拡大し、サービスの提供を可能とするものであります。

また、この制度が市民の皆様に浸透することで、多様な性の在り方への理解増進につながるものと考えております。

「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の導入により、性的少数者の方々の人権が尊重され、お互いを認め合う多様性社会の構築、実現を進めてまいります。

「オーガニックビレッジ宣言」について

次に、「オーガニックビレッジ宣言」について御報告いたします。

当市では、令和4年度から「オーガニックSHIBAT

Aプロジェクト」を立ち上げ、有機農業の産地づくりに向けた取組を進めております。

当市の動きと時を同じくして、国においても、持続的な社会の実現に向けて、食料生産から消費までの全ての過程における環境負荷を低減し、循環型の食料システムを構築するための包括的な戦略である「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年7月に「みどりの食料システム法」が施行されました。

当市ではこれまで、本プロジェクトの根幹となる有機米の産地づくりを進め、有機米の生産による高付加価値化や米の輸出による明確な出口戦略により、取組を着実に進めてきたところであります。

このような状況の中、この度、国の事業である「有機農業産地づくり推進事業」において「有機農業実施計画」を本年4月30日に作成し、その計画の実施内容が国から認められたことから、6月18日に「オーガニックビレッジ宣言」を行いたいというものであります。

この宣言により、有機農業に取り組む先進的なモデル地区であることを市内外にPRし、「新発田産オーガニック米」の高付加価値化や農業所得の向上を図るとともに、新規生産者の確保及び生産拡大につながるよう努め、持続可

能な農業の実現を図ってまいりたいと考えております。

当市における有機米の産地づくりに当たっては、実証栽培とスマート農業の活用等により、まずは中山間地域において有機農業が可能であるという事例を作り、農家の皆様が一步踏み出すきっかけとし、他の地域へと広げてまいります。

併せて、農業、商工業、観光の各分野を結びつけるとともに、合鴨ロボットの開発等で連携している長岡技術科学大学を含め、産学官が一体となった「新発田版有機農業モデル」を構築し、オール新発田の体制で有機米の取組を更に進めてまいりたいと考えております。

測量業務委託の入札に係る訴訟について

次に、測量業務委託の入札に係る訴訟について御報告いたします。

令和6年3月27日に、市内事業者である株式会社聖測コンサルタント 代表取締役 肥田野英雄氏が原告となり、市を相手に損害賠償を求める訴訟として訴状が新潟地方裁判所新発田支部に提出されました。

この訴訟は、令和4年1月14日に執行した「道新委第5号 新発田駅下新町線測量業務委託」の一般競争入札に

ついて、設計内容に一部不備があり落札する機会を奪われたと主張して、市に損害賠償を求めるものであります。

本件につきましては、入札執行後から原告側と、口頭及び「市長への手紙」により、市の考え方を説明してまいりましたが、理解を得ることはできませんでした。その後、原告側が市側の対応を不服として、令和5年6月に市を相手に損害賠償請求を求める民事調停を新発田簡易裁判所に申し立て、調停が行われましたが、結果、不調に終わった経緯があります。

現在、第1回口頭弁論が5月15日に終了したところであり、今後の訴訟手続におきましても、適正に対処してまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。